

令和5年1月12日

南星中学校保護者 殿

南風原町立南星中学校

校長 宮城 弘之

(公印省略)

インフルエンザによる「出席停止」と「出席停止の解除」について

時下、保護者の皆さまにおかれましては、平素より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、みだしのことについてですが、お子さまがインフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、ご家庭における対応をお願いします。

なお、出席停止の期間は下記の通り定められていますので、ご確認ください。

また、登校が可能になりましたら保護者において裏面の「出席停止解除願い」を作成し、登校時に学級担任へ提出してください。(※解除にかかる医療機関等の証明は「不要」です。)

記

【インフルエンザによる出席停止期間について】

インフルエンザによる出席停止期間：発症した後5日間経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期されていきます。

(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日 0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		

(*その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく) ⇒

※この件に関してご不明な点がありましたら、中学校までご連絡ください。(TEL 889-0432)